

パチンコ・パチスロ店営業における
新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン

パチンコ・パチスロ産業21世紀会

2020年 5月21日制定

2020年 9月 3日改訂

2020年12月11日改訂

2021年 2月 4日改訂

2021年 9月16日改訂

2022年11月25日改訂

ガイドラインの制定にあたって

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が日本国内で感染拡大していることを受け、2020年5月4日、内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が同年5月31日まで延長されることが発表されました。

報道等でも繰り返し伝えられているとおり、感染拡大の勢いは減少傾向にありますが、専門家によりますと、感染者の数を劇的に減少させ医療崩壊を招かないようにするためには、人と人との接触を8割以上減少させなければならないとされています。

今後、緊急事態宣言による休業要請が解除され、パチンコ・パチスロ店（以下、パチンコ店等という）が営業を再開し、お客様に安心して遊技していただくためには、「3つの密」が回避できる環境の構築、マスクの着用や手洗い実施の徹底が必要となります。

本ガイドラインは、地域の感染状況が一定の収束に向かい休業要請が解除されたパチンコ店等が、営業を再開する際の基準として策定しました。

皆さんも既に認識されていると思いますが、私たちの業界は連日マスコミで報道され、国民から大変厳しい視線が向けられています。

営業再開にあたっては、万全な感染防止対策を行い、安全・安心な遊技環境でお客様をお迎えできるよう本ガイドラインに沿った対策の徹底をお願いいたします。

本ガイドラインについては、今後も、必要に応じて適宜改訂を行います。

1、感染拡大防止を最優先とする取組み

政府が収束宣言するまでの間は、遊技客及び従業員の感染防止、そして地域の方々に安心していただくために、何よりも感染拡大防止を最優先とする取組みが重要である。感染防止対策を怠り、万が一店内でクラスターが発生することがあれば、不特定多数が集まるパチンコ店等に対して休業を求める声が高まり、全国のパチンコ店等の営業はもとより、業の存続が危ぶまれる事態に成りかねないことを念頭に真摯に取り組んでいただきたい。

2、営業方法に関する取組み

(1) 広告宣伝の自粛

全国の感染状況を踏まえ、広告宣伝の自粛を検討する。

(2) 遊技客の間隔確保（台間ボード）

遊技客の間隔を確保するため台間ボードを活用する。台間ボードがない店舗は台間にアクリル板や透明ビニールシートの設置を検討する。

(3) 営業時間短縮など

都道府県から営業時間短縮等の要請があった場合に、一定の期間について、近隣の商業施設の営業動向を参考に、営業時間の短縮等を検討する。

(4) 店外照明の減灯

営業時間の短縮等と併せて、ネオンサインを含む店外照明の減灯についても配慮する。ただし、安全面を優先するため、駐車場及び通路等は減灯しない。

3、リスク評価

感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、従業員のプライベートにおける飲酒を伴う懇親会

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、社内食堂等における大人数での飲食

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、従業員のプライベートにおける会話

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、従業員寮等の部屋や共用部分での会話

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩室や更衣室等での会話

パチンコ店等営業において、使用している設備及び提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（１）と飛沫感染及びエアロゾル感染（２）のそれぞれについて、オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

なお、３密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるようにする。

（１）接触感染のリスク評価

遊技球、遊技メダル、遊技機のハンドル・レバー・ボタン等、自動販売機、呼び出しボタン、椅子の背もたれ、ドアノブ（ドア開閉ボタン）、手すり等は、他者と共用する物品や手が触れる場所であるが、とりわけ遊技機のハンドル・レバー・ボタン、自動販売機、呼び出しボタン、椅子の背もたれ、ドアノブ（ドア開閉ボタン）、手すりは、高頻度接触部位であり、特に注意する。

（２）飛沫感染及びエアロゾル感染によるリスク評価

- ① 遊技スペースにおけるリスク
 - ・十分な換気量が確保できていない場合
 - ・対面になったり、人と人との距離が近い場合
 - ・声（特に大声）を出すような場所である場合
- ② 景品カウンターにおけるリスク
（以下、①と同じ）
- ③ 休憩ブース、喫煙ブース等におけるリスク
（以下、①と同じ）
- ④ 営業所内事務室等
 - ・十分な換気量が確保できていない場合
 - ・出退勤時、休憩時間に従業員が密集になる場合

4、基本施策

各自治体の方針を把握し、その指示・要請を履行する。

各自治体から休業要請が行われておらず、営業する場合は、以下の取組みを実施する。

（１）対人距離の確保等

- ① 遊技客の間隔を確保するため台間ボードを活用する。台間ボードがない店舗はアクリル板や透明ビニールシートの設置を検討する。
- ② 従業員と遊技客については、対人距離を確保する。
- ③ 感染防止のための入場者の整理（整理券、抽選機等）を活用するなどして、開店時の列を減らす工夫をするなど、密にならないように対応する。発熱又はその他の感冒様症

状を呈している者等の入場制限を含む（５（２）③において詳述）。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限するなどの工夫を検討する）。

- ④ 飛沫防止用のシートについては、その材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、
- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
 - ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

（２）消毒など

- ① 従業員及び遊技客について、手洗いや手指消毒を行う
- ② 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ③ 施設内の十分な換気（空調設備の活用及び騒音などに配慮した出入り口の常時開放）
- ④ 店内消毒の実施
- ・トイレ、手すり、精算機等共用部分の定期的な消毒
 - ・遊技客の入替わり時の遊技機周辺設備の消毒（消毒の状態が確認できるもの等の活用）
 - ・遊技球、遊技メダル箱の消毒
- ⑤ 従業員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ⑥ 従業員及び遊技客のマスク着用（マスク無着用の遊技客の入場の制限）
従業員及び遊技客のマスク着用を図る（品質の確かなマスクの着用）。
また、正しい方法で着用するように従業員に指導する。
- ⑦ 毎朝の従業員の体温測定及び体調の確認
従業員に対して、毎朝、検温及び体調を確認する。検温時に平熱+0.5度以上の発熱や咳、だるさや筋肉痛、息苦しさ、味覚・臭覚異常などがある場合は、感染防止を優先させ、ワクチン接種の有無にかかわらず、勤務をさせない。
- ⑧ 従業員の手洗い、うがいなどを指導する。

5、開店前・入場時・営業中の取組み

（１）開店前の行列対応

- ① 来店客の間隔確保
遊技客同士が一定の間隔を確保できるように、並び列の工夫や立ち位置テープなどを活用する。
- ② 長時間の行列を避ける対策
整理券の配布や入場抽選システムの活用により、遊技客が並ぶ時間が短くなる工夫を検討する。

(2) 入場時の確認

① マスクの着用

マスク未着用での入場はお断りし、必要に応じてマスクを用意する。ただし、病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

② 手指のアルコール消毒

手指消毒は、消毒設備を入口に設置し、入店する遊技客の手指の手洗い消毒をお願いする。その際、アルコールアレルギーの遊技客に注意し、簡易手袋の配布も検討する。

③ 感染症の可能性のある方の確認

遊技客及び従業員の安全を守るため、遊技客に来店時の検温の呼びかけを行うなど、感染症の可能性のある方のチェックを行う。

また、体調が優れない方、平熱と比べて高い発熱のある方、過去5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方の来店は控えていただくように事前案内する。

(3) 営業中時の取組み

① 店内の混雑緩和

通路等で立ち見がないように呼びかけを行う。また、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は入場制限を行う。

※ 入場規制を行う場合は、事前に遊技約款への記載や告知を行い、お断りする際に説明できるように準備すること。

② 店内の飲食スペースにおける注意喚起

飲食スペースが設置されている場合は、手指のアルコール消毒の徹底のほか、テーブルや椅子といった不特定多数の人が触れやすいものの定期的な消毒を実施する。

また、対人距離を最低1メートル確保に努める。対人距離が確保できない場合は、アクリル板や透明ビニールシート等で遮断する。そのほか、換気を行うとともに対面での会話を控えるようにし、飲食による感染防止について注意喚起する。

6、店内での取組み

(1) 景品カウンターでの対策

① 景品交換客の間隔確保

景品交換の並び時に遊技客同士が一定の間隔を確保できるように、並び列の工夫や立ち位置テーブル等を活用する。また、混雑時は貯玉の推奨を図るなど並ばないように工夫する。

② 景品陳列の変更

景品の陳列について、遊技客が景品に手を触れないように工夫する。

(2) 施設内の十分な換気

① 室内換気の実施

定期的に風除室等を開放、または空調設備を活用して定期的な換気を行う。

② 空調設備の点検

適切な空調環境を維持するために、専門会社による空調設備等の定期点検を行う。

③ 適切な室内環境の維持

- ・ 必要に応じ、CO₂ センサーを設置して二酸化炭素濃度をモニターし、同濃度を1,000ppm以下（機械換気の場合）に維持する。
なお、CO₂ センサーを設置する場合は、複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・ 加湿器等を使用し、適度な保湿に努める。

(3) 店内消毒の徹底

① 不特定多数が利用する共用物の消毒

トイレ、手すり、精算機等の機器、エレベーター等の共用部分において、多数の人が触れる場所は、定期的に消毒する。

② ハンドルやボタン等遊技台周辺設備・備品の消毒

遊技客の入れ替わり時に遊技台周辺設備および遊技球、遊技メダル箱の消毒を行う。また、消毒済み札を用意するなど、遊技客に伝える工夫も検討する。

(4) 店内音楽（遊技機・BGM）を必要最小限にし、大声での会話の必要ない環境の保持

① 遊技機・BGMの音量を最小限に調整

店内音量を最小限に設定し、大声での会話が必要ない環境を保持する。

② 遊技客と大声での会話を避けること。

(5) 店内を走るなど、息が上がるような接客の自粛

(6) トイレ関係

① 便器内は、通常の清掃を実施

② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒の実施

③ ペーパータオルやハンドドライヤー設備の使用

ただし、ハンドドライヤー設備を使用する場合は、メンテナンスや清掃の契約を確認し、適切な清掃方法による定期的な清掃を実施する。

(7) 休憩ブース・喫煙ブース利用の際の注意事項の掲示（対面・会話の禁止等）

① 休憩ブース等の利用

遊技客同士の会話や密集を避けるため、休憩室やソファ等利用制限も検討する。

また、食事を取らないように案内する。

② 喫煙ブース利用の際の注意喚起

人と人の距離をできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するように努め、また、喫煙ブース内での対面会話の禁止や人数制限等、利用方法について注意喚起を行う。

(8) 遊技台での遊技客の食事の禁止

遊技台で遊技客が食事を取らないように案内する。

(9) ゴミの廃棄

① 鼻水、唾液等が付いたゴミは、備え付けのビニール袋に入れて密閉して縛ること

② ゴミを回収する人は、マスクを着用し、手袋の着用若しくは着用しない場合は終了後、手指消毒を行うこと

7、遊技客・地域の方々への情報提供

(1) 感染防止対策に関する情報共有

① 取組みポスターの店頭掲示

遊技客及び地域の方々の不安を解消できるように、自店が取組む感染防止対策をポスターなどで店頭掲示する。

② Web サイトなどの活用

企業及び店舗で取組む感染防止対策を積極的に情報提供する。

(2) 感染者の滞在が判明した際の情報公開

保健所などから感染者の立ち寄りの連絡が来た際や、従業員が感染したとの報告を受けた際は、店内消毒など必要な対応を行う。

8、従業員健康管理・バックヤードの取組み

(1) バックヤードにおける3密対策

事務所や休憩所・喫煙室の換気を徹底し、消毒液を設置するなど、店内と同様の感染防止対策を行う。また、喫煙室の利用時も店内同様に気をつける。

(2) 従業員などの健康管理等

① 従業員への感染防止対策の指導

従業員へ日々の感染症防止対策として、こまめに手洗い、うがい、マスク着用（咳エチケット）等を指導する。

また、プライベートにおいても、感染拡大地域への移動や3密にあたる場所を避けるとともに、感染リスクが高まる飲酒を伴う懇親会及び大人数や長時間におよぶ飲食を控えるよう指導する。

さらに、家庭内感染についても十分に配慮するよう指導する。

② 毎朝の検温と体調の確認及び検査の更なる活用

従業員に対して、毎朝、検温及び体調の確認を行う。検温時に平熱+0.5度以上の発熱やだるさ、息苦しさがある場合は、感染防止を優先させ、勤務をさせない。

また、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握に努める。

出勤後に発熱などの軽度の体調不良が確認された場合は、高齢や特定疾患の者は医療機関を受診することが基本となるが、これら以外の者の場合は、職場において被検査者の同意を得て、国が承認した抗原定性検査キットを活用しセルフチェックを行う。同検査結果が陽性の場合、自宅で療養となるが体調が変化した場合は医療機関を受診する。

③ 従業員寮等での対策

従業員寮等で集団生活を行っている場合は、クラスター発生の危険性が高いことから、定期的な抗原定性検査キットの活用も有用であるので、導入を検討する。

④ 感染者が出た場合の対応

従業員・同居家族に感染が判明した場合に、本人及び保健所等からの報告先（店舗及び対策本部）をあらかじめ決めておく。感染者の情報は要配慮個人情報となるので、その取扱いに注意し本部と共有する場合はあらかじめ従業員に同意をとっておく。

保健所の指示に従い、店内消毒や濃厚接触者の自宅待機等必要な対応をとる。

(3) 感染情報の把握と周知

厚労省のWebサイト及び地域における感染状況や専門家会議の提言等、最新情報の把握と従業員への周知を行う。長期間にわたる対策を継続するために、日々の情報更新と周知を行う。

9、その他の対策

(1) 高齢者や持病がある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

(2) 各店において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討して

おく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する。

(3) これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組みを行う。

(4) ガイドラインの要点をまとめたチェックシートを活用し、感染症対策を行う。

チェックシート

1. 消毒の徹底・マスクの着用

- 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- 従業員及び遊技客のマスク着用の確認。
- 従業員の手洗い、うがいなどの衛生管理を図る。

2. ソーシャルディスタンス

- 遊技客の間隔を確保するため台間ボードを活用する。台間ボードがない店舗は、アクリル板や透明ビニールシートの設置を検討する。
- 店内音楽（遊技機・BGM）を必要最小限にし、大声での会話の必要のない環境を保持する。

3. 3密（密閉、密集、密接）対策の実施

- 遊技客同士が一定の間隔を確保できるように、並び列の工夫や立ち位置テープなどを活用する。
- 定期的に風除室等を開放、または空調施設を活用して定期的な換気を行う。
- バックヤードである事務所や休憩所・喫煙室の換気を行う。

4. 施設の清掃・消毒

- トイレ、手すり、精算機等の機器、エレベーター等の共用部分は、定期的な消毒を行う。
- 遊技客の入替わり時の遊技機周辺及び遊技球、遊技メダル箱の消毒を行う。
- ゴミを回収する人はマスクを着用し、手袋の着用若しくは着用しない場合は終了後、手指消毒を行うこと。

5. 遊技客・従業員の体調管理

- 遊技客に来店時の検温の呼びかけを行うなど、感染症の可能性がある方のチェックを行う。
- 従業員に対し、検温及び体調の確認を行う。
- 検温時に平熱+0.5度以上の発熱やだるさ、息苦しさがある場合は、感染防止を優先させ、勤務をさせない。
- 従業員・同居家族に感染が判明した場合に、本人及び保健所等からの報告先（店舗及び対策本部）を事前に決めるとともに、保健所の指示に従って必要な対応をとる。

6. その他

- 各店において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。
- 「『新しい生活様式』の実践例」を周知する。